山口県後期高齢者医療広域連合公告第21号

山口県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成19年山口県後期高齢者医療広域連合条例第23号)第4条の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における山口県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和4年11月1日

山口県後期高齢者医療広域連合長 井原 健太郎

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の任免 職員はすべて、県内の市町または県からの派遣によるものです。

(2) 職員数

令和3年4月1日現在 26人

うち、山口県後期高齢者医療広域連合一般会計(以下「一般会計」という。)に属する職員は6人、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計(以下「特別会計」という。)に属する職員は20人です。

2 職員の給与の状況

県・市町から派遣されている職員の給与は、一部の手当(※)を除き派遣元から支給されています。

なお、支給額に相当する額を広域連合から負担金として派遣元へ支払うことにより、派遣職員の給与は原則広域連合が負担しています。

※管理職手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当

(1) 人件費の状況 (令和3年度決算)

	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
一般会計	60,782 千円	5,602 千円	1,694 千円	2.8%
特別会計	239, 545, 780 千円	8,210,349 千円	2,133 千円	0.0%
合計	239,606,562 千円	8,215,951 千円	3,827 千円	0.0%

[※]人件費には、特別職の報酬を含みます。

(2) 給与費の状況 (令和3年度決算)

職員数	給与費			1人当たり	
(A)	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	給与費 (B/A)
26 人	0 千円	3,499 千円	0 千円	3,499 千円	135 千円

(3)職員の平均年齢、平均給料月額(令和3年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額
39 歳 7 箇月	_

※給料は派遣元の団体の規定に基づき支払われているため、平均給料月額は算 出していません。

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の 勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	正午から 午後1時まで	38時間45分

※県から派遣されている再任用職員は、勤務時間が午後4時30分まで。

(2) 休暇の種類

休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 令和3年度において、処分はありません。

(2) 懲戒処分の状況

令和3年度において、処分はありません。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

山口県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成19年山口県後期高齢者医療広域連合条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり承認しました。

研修を受ける場合	2件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	16 件
その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た 場合	6件

(2) 営利企業等従事許可の状況

令和3年度において、1件許可がありました。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員の研修の状況

多様化、複雑化する業務に対応するため、職員のマンパワーを強化する 必要があります。

令和3年度においては、業務運営に係る知識の習得、技術の向上のため 山口県等が実施した研修会への参加及び実務能力の向上のための特別研 修を実施しています。

(2) 勤務成績の評定の状況

令和3年度において、実績はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の健康管理

職員の健康管理を行うため、広域連合において一般健診等の健康診断 を実施しています。

また、職員の派遣に関する協定書第10条の規定に基づき、希望する職員については派遣元において健康診断を実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

令和3年度において、実績はありません。